四　一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職短期大学等特例割合」という。）を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学等特例割合を前号イの割合に乗じた割合

五　収容定員が一〇〇人の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学等特例割合を乗じて得た額とする。

六・七　［略］

㈡　収容定員が二〇〇人の場合

［略］

備考

一　［略］

二　一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　専門職短期大学等特例割合を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学等特例割合を前号イの割合に乗じた割合

三　収容定員が二〇〇人の場合であって、短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づきこれらの表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学等特例割合を乗じて得た額とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。

四　一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を削減する場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　当該削減がないとした場合の基準校舎面積に対する当該削減後の基準校舎面積の割合（以下「専門職短期大学特例割合」という。）を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合

五　収容定員が一〇〇人の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。

六・七　［同上］

㈡　収容定員が二〇〇人の場合

［同上］

備考

一　［同上］

二　一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、前号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。

ア　施設の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号アの割合に乗じた割合

イ　設備の整備に要する経費　専門職短期大学特例割合を前号イの割合に乗じた割合

三　収容定員が二〇〇人の場合であって、専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号に基づき同表に定める面積を減ずる場合における標準設置経費額は、この表に定める額に、専門職短期大学特例割合を乗じて得た額とする。